平成２９年（フ）第８７０７号
東京都荒川区西尾久４丁目12―11―213
破産者　小林　博幸
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８７３１号
東京都渋谷区恵比寿３丁目40番８号
破産者　株式会社ファラウ
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８７３２号
東京都港区赤坂４丁目18―13―1306、開始決定時の住所東京都港区港南１丁目１―27―1005
破産者　星野　貴之
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８７６１号
東京都新宿区新宿６丁目７番１号
破産者　株式会社サスケデザイン
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８７６２号
香川県三豊市仁尾町仁尾甲1362―１
破産者　上野　秀一
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８７７８号
東京都葛飾区東金町１丁目44番15号
破産者　株式会社モアエフェクト
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８７７９号
東京都葛飾区東水元２丁目33―３―106
破産者　田嶋　裕治
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８８８３号
東京都千代田区岩本町３丁目11番８号　イワモトチョウビル223
破産者　川合木材株式会社
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８８８４号
新潟県新潟市中央区東堀前通５番町417―１　507号室、住民票上の住所新潟県新潟市中央区信濃町14―25
破産者　川合　　隆
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８８８６号
東京都品川区戸越６丁目21番17号
破産者　株式会社エム・ケイ総・研
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８８８７号
神奈川県川崎市高津区末長１丁目43―33―205
破産者　増田　健一
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９１１号
東京都府中市府中町１丁目８番地　キャッスルプラザ府中303
破産者　有限会社ミサト
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８９１４号
東京都葛飾区新小岩４丁目26番５号
破産者　有限会社丸福運輸
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９２２４号
東京都練馬区中村３丁目19―11
破産者　廣井　芳二
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９２２５号
東京都練馬区中村３丁目19―11
破産者　廣井美由紀
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９３８２号
東京都北区浮間１丁目５―７―1013
破産者　浅井　和美
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９４１４号
東京都葛飾区高砂５丁目15―８
破産者　飯塚香代子
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９４１５号
東京都葛飾区高砂５丁目15―８
破産者　飯塚　秀一
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９４７２号
東京都大田区池上４丁目16―10―101
破産者　金子　忠生
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６７４号
千葉県市川市本行徳14―14―202、住民票上の前住所東京都江東区塩浜２丁目７―21―902
破産者　白濱　春正
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９６７５号
千葉県市川市本行徳14―14―202、住民票上の前住所東京都江東区塩浜２丁目７―21―902
破産者　白濱　和子
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部